議案第106号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例 第1条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例(昭和51年7月条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 4年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。